

○経済産業省令第二十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の六から第三十五条の九までの規定に基づき、及び同法を実施するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

経済産業大臣 林 幹雄

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を「第五十条の二」に改める。

第四十六条を次のように改める。

（保安確保機器の設置及び管理の方法）

第四十六条 法第三十五条の六第一項の経済産業省令で定める基準は、次に掲げる設置及び管理の方法に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。

一 第四十九条及び第五十条に規定する特例によることができる設置及び管理の方法

イ 前条第一号から第三号までの機器にあつては告示で定める方法により設置していること。

ロ 液化石油ガス販売事業者が液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、イの方法に基づき保安確保機器が設置されている一般消費者等（以下「認定対象消費者」という。）の割合（以下「認定対象消費者割合」という。）が七十パーセント以上であること。ただし、液化石油ガス販売事業者であつて、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、七十パーセントを下回つた場合には、当該承継の日から一年以内は、これを適用しない。

ハ 前条第三号の機器を設置している者は常時当該機器を監視する者を配置することにより、特定保安情報を監視していること。

ニ 認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置される前条第一号及び第四号の保安確保機器には告示に定めるものが設置されていること。

ホ 告示に定める事項を記載した運営管理規程を定め、これにより管理を行うこと。

ヘ 保安確保機器を設置する場合は、保安確保機器に係る第十八条、第十九条、第四十四条第一号カ、

第五十三条及び第五十四条に掲げる技術上の基準に適合すること。

二 第五十条の二に規定する特例によることができる設置及び管理の方法

イ 前号イ及びハからへまでに掲げるもの

ロ 認定対象消費者割合が五十パーセント以上であること。ただし、液化石油ガス販売事業者であつて、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、五十パーセントを下回つた場合には、当該承継の日から一年以内は、これを適用しない。

第四十七条中「前条第五号の」を「前条第一号ホに掲げる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(認定の失効)

第四十七条の二 第四十六条第二号に掲げる基準による認定（以下「第二号認定」という。）を受けた液化石油ガス販売事業者（以下「第二号認定液化石油ガス販売事業者」という。）が同条第一号に掲げる基準による認定（以下「第一号認定」という。）を受けたときは、第二号認定は、その効力を失う。

第四十八条中「販売所ごとの」の下に「液化石油ガスの」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該事業年度経過後三月以内に次項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により報

告した場合における当該事業年度については、この限りでない。

第四十八条に次の二項を加える。

- 2 第一号認定を受けた液化石油ガス販売事業者（以下「第一号認定液化石油ガス販売事業者」という。）は、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が七十パーセントを下回った場合には、遅滞なく、様式第二十七の二に当該承継の事実を証する書面を添えて、当該承継の日における販売所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を、法第三十五条の六第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に報告しなければならぬ。

- 3 前項の規定は、第二号認定液化石油ガス販売事業者について準用する。この場合において、同項中「七十パーセント」とあるのは、「五十パーセント」と読み替えるものとする。

第四十九条の見出しを「（第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る業務主任者の選任の方法等の特例）」に改め、同条中「法」を「第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る法」に改める。

第五十条見出し中「保安業務」を「第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る保安業務」に改め、同条中

「法」を「第一号認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している認定対象消費者についての保安業務を行う保安機関に係る法」に改め、同条第二号中「認定」を「第一号認定」に改め、同条第三号中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一号」に、「認定」を「第一号認定」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 認定対象消費者が設置する燃焼器（その認定対象消費者が液化石油ガスを飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者以外の者である場合にあつては、ガス湯沸器、ガスふろがま及びガスストーブに係る燃焼器に限る。第五号において同じ。）の全てについて次のイからハまでのいずれかに該当する場合は、第三十六条の供給設備の点検のうち、次の表の上欄に掲げる供給設備に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、第三十六条第一項第一号の規定にかかわらず、供給開始時及び五年に一回以上の回数で点検を行うことができる。ただし、第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者における第一号認定後の第一回の点検は、前回の点検から五年までの間に行うものとする。

イ 当該燃焼器の設置されている認定対象消費者の部屋（以下イにおいて「自室」という。）又は屋内

に排気筒を設置している場合における当該排気筒を設置している部屋（自室を除く。）の雰囲気空气中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下イにおいて同じ。）を検知し警報する装置が設置され、かつ、当該装置が検知した一酸化炭素濃度が○・○三パーセントに達する以前に保安確保機器が自動的にガスの供給を停止する機能を有するものである場合

ロ 不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものである場合

ハ 屋外式のものである場合（当該燃焼器の排気筒が、屋内に設置する部分を有する場合を除く。）

供給設備の種類	点検を行う事項
<p>(1) 供給設備（特定供給設備及びバルク供給に係るものを除く。）</p>	<p>第十八条第二号イ及びハからトまで、第三号イ、ホ及びヘ並びに第十四号に掲げる基準に関する事項</p>
<p>(2) 供給設備（特定供給設備を除き、バルク供給及びワに係る部分に限る。）並びに第三号ロ、ハ(9)及び(10)、ニ(2)並びにホ(2)及</p>	<p>第十九条第一号チ、リ及びワ、第二号イ、ハ及びホ（第十九条第一号チ、リ</p>

<p>給に係るものに限る。 )</p>	<p>び(6)並びに第七号(第十八条第十四号に限る。)に掲げる基準に関する事項</p>
<p>(3) 特定供給設備(バルク供給に係るものを除く。)</p>	<p>第五十三条第一号イ、ロ及びニからチまで並びに第二号イ、ロ、ト及びチに掲げる基準に関する事項</p>
<p>(4) 特定供給設備(バルク供給に係るものに限る。)</p>	<p>第五十四条第一号(第十九条第二号ハ及びホ(第十九条第一号チ、リ及びワに限る。))並びに第五十三条第一号イ及びロに限る。並びに第二号ロ(1)から(3)まで、ホ(第十九条第三号ハ(9)及び(10)に限る。)、へ(第十九条第三号ニ(2)に限る。)及びト(第十九条第三号ホ(2)及び(6)に限る。)に掲げる基準に関する事項</p>

第五十条に次の一号を加える。

- 五 認定対象消費者が設置する燃焼器の全てについて第三号のイからハまでのいずれかに該当する場合は、第三十七条の消費設備の調査のうち、第四十四条第一号イ(配管及びガス栓に係る部分に限る。)、

又、ヲ（地下室に係る部分を除く。）、ワ、カ及びヨ並びにタ（1）（i）から（iv）まで及び（2）（i）（1）（i）及び（iv）に係る部分に限る。）並びにツ（不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものを除く。）並びにネ（2）及び（3）並びにムに掲げる基準に関する事項については、第三十七条第一号の規定にかかわらず、供給開始時及び五年に一回以上の回数で調査を行うことができる。ただし、第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者における第一号認定後の第一回の調査は、前回の調査から五年までの間に行うものとする。

第五十条の次に次の一条を加える。

（第二号認定液化石油ガス販売事業者に係る保安業務の方法等の特例）

第五十条の二 第二号認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している認定対象消費者についての保安業務を行う保安機関に係る法第三十五条の九の経済産業省令で定める基準は、前条第一号に掲げるものとする。

様式第二十六中「あつてはその代表者の氏名 ㊦」を「あつてはその代表者の氏名 ㊦」に改め、  
「あつてはその代表者の氏名 ㊦」を「あつてはその法人番号 ㊦」に改め、  
2



を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 保安確保機器の設置及び管理の方法の別

様式第二十六の次に次のように加える。

- 4 合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、申請の日前1年以内に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第1号ロ（同条第2号ロ）に掲げる割合を下回った場合にあつては、当該承継の事由及び年月日
- 様式第二十七を次のように改める。

様式第27（第48条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

認定液化石油ガス販売事業者状況報告書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
法人にあつてはその法人番号  
住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の7の規定により、次のとおり報告します。

①保安確保機器の設置及び管理の方法の別

設置及び管理の方法の別	
-------------	--

②一般消費者等及び認定対象消費者の数

販売所の名称	一般消費者等の数	認定対象消費者の数

計		

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数は各事業年度末における数を記入すること。

3 ×印の項は記載しないこと。

様式第二十七の次に次の様式を加える。

**様式第27の2 (第48条関係)**

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名  
法人にあつてはその法人番号  
住所

合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第1号ロ（同条第2号ロ）に掲げる割合を下回ったので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第48条第2項及び第3項の規定により、次のとおり報告します。

①保安確保機器の設置及び管理の方法の別

設置及び管理の方法の別	
-------------	--

②一般消費者等及び認定対象消費者の数

販売所の名称	一般消費者等の数	認定対象消費者の数

計		

③承継の原因及び年月日

承 継 の 原 因	
承 継 の 年 月 日	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年

法律第四百十九号。次項において「液化石油ガス法」という。）第三十五条の六第一項の認定を受けている液化石油ガス販売事業者は、この省令の施行の日にこの省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（次項において「新液化石油ガス法施行規則」という。）第四十条七条の二に規定する第一号認定を受けたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に液化石油ガス法第三十五条の六第一項の認定についてされている申請は、新液化石油ガス法施行規則第四十七条の二に規定する第一号認定についてされた申請とみなす。